

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 1 日

各都道府県民生主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

総合支援資金の特例貸付の円滑な対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金の特例貸付については、各都道府県社会福祉協議会等関係者の皆様のご尽力により、5月2日現在、速報値で、申請件数 151,385 件、決定件数 130,848 件と、着実に貸付決定が進んでいるところですが、緊急小口資金を利用されている方で、収入減少が続く等により、今後、総合支援資金の申請を行う場合が増えていくものと見込まれます。

このため、総合支援資金の貸付申請や貸付決定を円滑に行うため、下記の点にご留意の上、くれぐれも後回しになること等がないよう、お願いします。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただくよう、よろしくお願いします。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしくお願いします。

記

1 緊急小口資金から総合支援資金へ移行する場合の申請事務の簡素化

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答」において、緊急小口資金から総合支援資金へ切れ目ない支援を実現するため、郵送による申請の原則化や、緊急小口資金の貸付決定通知書(手元がない場合は、預金通帳における緊急小口資金の振り込みが確認できる箇所のコピー等)等により、貸付事務の簡素化・迅速化を行っているため、再度、確認の上、必要な対応を行うこと。(別紙参照)

特に緊急小口資金の特例貸付について、労働金庫を通じて、申請を行った者について、緊急小口資金の貸付決定通知書に加えて健康保険証等の本人確認書類、住民票等の世帯の状況を確認するための書類等、緊急小口資金の申込時に提出された書類を求めないよう留意すること。

加えて、自立相談支援機関による支援も原則の3ヶ月以内については不要としているので確認を

お願いしたいこと。

※ なお、貸付期間が、原則としている3月を超える場合には、少なくとも、生活状況や収入状況の改善の見込み等を電話、書面(郵送)、メール等により、本人から報告を受け、助言を行うなど、自立のための必要な支援を行うこと。

2 貸付決定の処理体制の強化

貸付決定の処理体制の強化に当たっては、特に、受付窓口から送付される申請書類を迅速に処理することが重要であり、金融機関からの職員の応援を受け入れることが決まっている又は臨時職員を増員するなどにより、送金手続きのみに偏ることなく、貸付決定の処理が遅延しないよう、予め処理体制の強化策を講じること。

3 借入申込書等の簡素化

貸付申込や受付・審査等の事務の負担を簡素化し、迅速な事務処理を行うため、従来の借入申込書の様式例から、必要項目を絞り込む等を行い、別添のとおり、共通して用いる様式を作成したので、本様式を参考に、順次切り替えをお願いする。

[別添]

- ・ 借入申込書
- ・ 借用書
- ・ 重要事項説明書
- ・ 収入減少の申立書
- ・ 借入申込書(記入例)
- ・ 借用書(記入例)
- ・ 重要事項説明書(記入例)
- ・ 収入減少の申立書(記入例)

以上

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答(抜粋)

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえれば、その影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっているという基本的な認識にたち、対応いただきたい。その際の運用に関して問答形式で整理すると以下のとおり。

なお、迅速な貸付が重要である点は、緊急小口資金だけでなく、総合支援資金についても同様であり、本問答においては、必ずしも本則の取扱いによらない、迅速な貸付を行うための具体的な運用をお示しているので、ご留意いただきたい。

問14 総合支援資金の貸付においては、原則として、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としているが、今回の特例措置ではどのような取扱いになるのか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえると、生活に困窮されている方の資金需要に的確に応えて、切れ目ない支援を実現するため、早急に総合支援資金の貸付金が手元に届くように対応する必要がある。
- このため、貸付申請が増加している現状にかんがみ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要として貸付に向けた手続きを進めていただきたい。
- また、実施する場合にも、自立相談支援機関による支援を貸付決定段階では必須とせず、貸付決定後に支援を受けることにより対応する等取扱いに留意していただきたい。
- なお、貸付期間が、原則としている3月を超える場合には、少なくとも、生活状況や収入状況の改善の見込み等を電話、書面(郵送)、メール等により、本人から報告を受け、助言を行うなど、自立のための必要な支援を行っていただきたい。

問24 緊急小口資金の貸付を受けた者について、引き続き生活に困窮して、総合支援資金の貸付を要している場合の対応如何。

(答)

- お尋ねのケースについては、生活に困窮されている方の資金需要に的確に応えて、切れ目ない支援を実現するため、早急に総合支援資金の貸付金が手元に届くように対応する必要があります。
- 総合支援資金については、緊急小口資金と同様、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態や失業状態でなくても、貸付の対象となることを前提としながら、申請者の負担軽減の観点から、申込書等のホームページへの掲載や郵送による送付により、窓口へ来所を求めず、郵送による申請する方法を原則としていただきたい。
- この事務については、次のように簡素化・迅速化を図り、必要な額を早期に貸し付けることを最優先に対応していただきたい。
 - ① 緊急小口資金の貸付を受けていることについて、貸付決定通知書等の写しの添付により確認を行うことで、健康保険証等のご本人確認のための書類や、住民票等の世帯の状況を確認するための書類等、緊急小口資金の申込時に提出を求めている書類は、提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
 - ② 他の公的給付を含む収入の状況については、申請者の負担軽減の観点から、改めて給与明細等を求めることや、離職票や廃業届の添付は求めず、申立書（参考1-2）を活用して手続きの簡素化を図ること。なお、収入について、例えば、総合支援資金の申請月が前月よりも上昇していても、緊急小口の申請の基準となった月と比べると減少していれば、収入減少を認めるなど個人の状況等を踏まえた対応を図ること。（市町村社会福祉協議会）
 - ③ 実印や印鑑登録証明書は基本的に求めることはしないこと（市町村社会福祉協議会）
（問23参照）
 - ④ 借入申込書と同時に借用書を添えて提出することができることとする。（市町村社会福祉協議会）
なお、審査の結果、不決定となった場合には、借用書は申請者へ返還すること。（都道府県社会福祉協議会）
 - ⑤ 特例貸付においては、まず必要な貸付を行うことを進める観点から、貸付申請が増加している現状にかんがみ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要とする取扱を示しており（問14と下記参照）、求職活動等の計画書（生活福祉資金（総合支援資金）運営要領第2-1-（2）エ）は提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
 - ⑥ 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理の準備を行い、合わせて貸付審査や貸付決定等の事務処理を並行して行う。（都道府県社会福祉協議会）
- また、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、据置期間であることを踏まえ、緊急小口資金の償還の有無を問わず、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。

- なお、総合支援資金は、これまでは、自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としてきたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要とする取扱いをすることも差し支えないこととしている。また、実施する際も、自立相談支援機関による支援を貸付決定段階では必須とせず、貸付決定後に支援を受けることにより対応する等取扱いに留意していただくこととしている。
- ただし、貸付期間が、原則としている3月を超える場合には、貸付金額が多額となることから、収入状況の改善見込等を電話等で確認し、償還能力等を勘案の上で延長の検討を行うとともに、支援においては、少なくとも、生活状況や収入状況の改善の見込み等を電話、書面(郵送)、メール等により、本人から報告を受け、助言を行うなど、自立のための必要な支援を行っていただきたい。